○経済産業省令第三十号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

附　則

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第三十一号

特許法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（ルール形成戦略室及び企画官）」に改め、同条第一項中「に、」の下に「ルール形成戦略室及び」を加え、同条第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　ルール形成戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　通商に関する制度、慣行その他のルールに係る政策の企画及び立案並びに調整に関すること（貿易経済協力局、産業技術環境局並びに通商機構部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二　前号に掲げる事務を行うために必要な情報の収集及び分析に関すること。

3　ルール形成戦略室に、室長を置く。

第二十四条第四項中「技術振興課」を「技術振興・大学連携推進課」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第二百二十八条第三項中「第十二条第二項」を「第十条第一項」に改める。

第二百二十九条に次の一項を加える。

2　北海道経済産業局の総務企画部は、前項に掲げる事務のほか、第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

第二百三十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　北海道経済産業局の地域経済部は、前項に掲げる事務のほか、第二百三十一条第一項第八号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

第二百三十一条第五項を第六項とし、同条第四項中「第二十七号」を「第二十六号」に改め、同項を第五項とし、同条第三項中「第二十七号」を「第二十六号」に改め、同項を第四項とし、同条第二項中「北海道経済産業局、」を削り、「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　北海道経済産業局の産業部は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第七号まで及び第十一号から第二十六号までに掲げる事務をつかさどる。

第三百十五条第六号中「及び商標に関する」を「並びに特許異議及び」に改める。

第三百二十四条第二項第一号中「及び商標に関する」を「並びに特許異議及び」に改め、同項第二号中「及び商標に関する」を「並びに特許異議申立事件及び」に改め、同項第三号中「審決」の下に「並びに特許」を加え、同条第三項中「及び商標に関する」を「並びに特許異議申立事件及び」に改める。

第三百二十六条第二項中「及び商標に関する」を「並びに特許異議申立事件及び」に改める。

第三百四十八条第四項中「事務（」の下に「経営支援部及び」を加える。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○経済産業省
環境省令第二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第二項の規定に基づき、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第六十三条」を「第六十二条の五第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、建設工事統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

建設工事統計調査規則の一部を改正する省令

建設工事統計調査規則（昭和三十年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十号中「未消化工事高」を「手持ち工事高」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の三第四項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準及び車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十二メートル」の下に「（セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、十三メートル）」を加える。